

## 高度医療評価制度・先進医療診療実施数

### 定義

令和2年度1年間の先進医療診療の実施数です。

一連のものについては一連の診療をもって1件とします。

参考URL: 厚生労働省 先進医療の概要について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/sensiniryoo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/sensiniryoo/index.html)

### 算式

実数

### 当院の値（調査期間）

R2年度	30 件（年間）
R1年度	23 件（年間）
H30年度	50 件（年間）
H29年度	92 件（年間）

### 項目の解説

国立大学病院が教育・研究・診療の社会的責任に応えるためには新しい治療法や検査法を研究・開発する必要があります。しかし我が国ではそれらの新しい治療法や検査法に効果が認められるまでは公的医療保険の適用がなされません。そのため開発された新しい治療法や検査法は公的医療保険が適用されるまで、厚生労働省が認定する医療施設において、高度医療評価制度・先進医療診療として公的医療保険との併用により提供されます。高度な医療に積極的に取り組む姿勢、高い技術を持つ医療スタッフ、十分な設備などが必要となることから、本項目は先進的な診療能力を示す指標といえます。